

「機構ICT基盤(拠点端末設備等)のリース及び保守業務」調達仕様書(案)に係る意見等

令和6年8月

日本年金機構  
システム企画部  
システム基盤整備グループ

| 項番 | 仕様書の該当箇所     |           | 区分 | 意見等内容                                                                                                                                                                                                     | 回答                                                                                                                                                                                           |
|----|--------------|-----------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 頁            | 章番号等      |    |                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                              |
| 1  | 要件定義書<br>P3  | 図 4.1.2.1 | 提案 | 図中央下部の「機構本部」において、一番右の拠点基幹/フロア/エリアスイッチ-HUB-ノート型端末は何を差しているのでしょうか。中央にも全く同じ構成が記載されているため、不要であれば削除をお願い致します。                                                                                                     | 記載意図が不明瞭だったため、該当箇所の記載を見直します。                                                                                                                                                                 |
| 2  | 要件定義書<br>P50 | 4.12.1    | 提案 | 「拠点展開工事において必要となる LAN や電源の敷設は原則として共通基盤システム等構築事業者が 実施する。」と記載がありますが、『表 4.7.6.4 役割分担』において、電源ケーブル、LANケーブルの準備は「機構または端末設備等運用管理事業者」と記載があります。<br>『表 4.7.6.4 役割分担』の分担が正しいと認識しておりますので、4.12.1の記載を見直していただくようお願いいたします。  | LAN配線や電源の敷設は共通基盤システム等構築事業者が行います。(※本部の中継サーバの電源工事は除きます。)そのため、「4.12.1 基本方針」の内容が正しく、「表4.7.6 4 役割分担」の記載が間違いになります。該当箇所の記載を見直します。                                                                   |
| 3  | 要件定義書<br>P50 | 4.12.3(2) | 提案 | 「新規にハードウェアを設置するための LAN 敷設及び電源敷設は共通基盤システム等構築事業者が実施する。」と記載があります、『表 4.7.6.4 役割分担』において、電源ケーブル、LANケーブルの準備は「機構または端末設備等運用管理事業者」と記載があります。<br>『表 4.7.6.4 役割分担』の分担が正しいと認識しておりますので、4.12.1の記載を見直していただくようお願いいたします。     | LAN配線や電源の敷設は共通基盤システム等構築事業者が行います。(※本部の中継サーバの電源工事は除きます。)そのため、「(2)留意事項」の内容が正しく、「表4.7.6 4 役割分担」の記載が間違いです。「表4.7.6 4 役割分担」の記載を見直します。                                                               |
| 4  | 要件定義書<br>P6  | 4.2.2(1)  | 提案 | (1)ハードウェア数項番1<br>端末 デスクトップ型 窓口端末(記録用、収納用、経過スキャナ接続用)の稼働維持環境の数量が140となっていますが、5(先行評価機)+140(評価機)=145の誤記かと思います。修正をお願いします。                                                                                       | ご指摘のとおり、稼働維持機の台数に誤りがございました。稼働維持機の台数は先行評価機と評価機台数の合計であるため、窓口端末(記録用、収納用、経過スキャナ接続用)の稼働維持機台数は145台が正しい台数です。<br>該当箇所の記載を見直します。                                                                      |
| 5  | 要件定義書<br>P11 | 4.6.3 (1) | 質問 | 「(1)脆弱性対策の実施 ②脆弱性情報を毎営業日確認すること」との記載がありますが、各社のHP等での情報収集との認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                     | JVN等の脆弱性を公表しているサイトや、ハードウェア及び市販ソフトウェアのベンダHP等で情報収集を行う想定です。収集した脆弱性等の情報を機構へ報告願います。                                                                                                               |
| 6  | 要件定義書<br>P11 | 4.6.3 (1) | 質問 | 「(1)脆弱性対策の実施 ②脆弱性情報を入手した際は、脆弱性への対処要否、対処可否を判断すること。」との記載がありますが、各情報源の重要度を目安とした判断でよろしいでしょうか。業務側のシステム影響は判断できない認識です。                                                                                            | 各情報源の重要度及び受託事業者の設計内容(BIOS等)を踏まえ対処要否及び対処可否をご判断ください。                                                                                                                                           |
| 7  | 要件定義書<br>P15 | 4.7.2(1)  | 質問 | 「(1)ハードウェア全般に係る前提条件 ③動作を保証するにあたり発生する費用は本調達の範囲に含めること」との記載があります。<br>プリンタのドラムカートリッジ、回収ボトルは一般に消耗品の位置づけですが、本調達では保守部材の扱いとなりますでしょうか。保守部材として扱う場合、想定出力枚数等、見積の参考となる情報を、算出にあたり考え方をご教示ください。                           | 本調達では、インク、トナー及びドラムカートリッジ並びにメンテナンスボックス及び回収ボトルを消耗品とし、それ以外は保守部材とします。該当箇所の記載を見直します。                                                                                                              |
| 8  | 要件定義書<br>P35 | 表4.7.3.1  | 質問 | 「(2)市販ソフトウェアの要件項番4 LEADTOOLS PDF Pro」の要件について確認です。<br>本製品は開発ライセンスと配布ライセンスがございます。詳細なご希望の要件をご教示ください。<br>また、見積にあたり申請書が必須となっております。申請書に記載すべき事項を明示いただけますでしょうか。                                                   | 詳細な要件及び必要なライセンスを本公示にて提示します。<br>また、申請書に記載すべき事項は、閲覧資料として提示します。                                                                                                                                 |
| 9  | 要件定義書<br>P38 | 4.7.5(1)  | 質問 | (1)電源要件 ③「受託事業者は、別途機構が用意するOAタップ及び施設ラックへの電源ケーブル敷設を行うこと。」の記載があります。<br>①機器の電源ケーブルは、新たな電源工事は必要ない認識で間違いないでしょうか。<br>②また、別途機構が用意するOAタップはコンセント形状が差込2P 15A/125V(一般的)であり、機器の電源ケーブル長(2m)で届く範囲まで設置されているという理解でよいでしょうか。 | ①ご認識のとおりです。<br>現行のハードウェアを撤去した場所に、納品するハードウェアを設置頂く予定のため、新たな電源工事は行わない想定です。<br>ただし、「(ii) 機構本部(高井戸)に設置する中継サーバ」においては電源工事が必要です。<br><br>②現行端末の置き換えになるため、原則、OAタップは既存の設備をそのまま使用します。よって別途ご用意する必要はありません。 |
| 10 | 要件定義書<br>P38 | 表4.7.6.1  | 質問 | 「ネットワーク機器の搭載、転倒防止及び飛出し防止等の対策は、受託事業者にて実施すること。」とありますが、 <b>具体的にどのような措置が必要でしょうか。</b>                                                                                                                          | 別途機構が用意するラックまたはHUBボックスへの収納及び固定することを想定しています。<br>ただし、ラックやHUBボックスへ収納しない機器(HUB等)については、設置作業のみであり特段の対処は不要です。                                                                                       |
| 11 | 要件定義書<br>P49 | 4.12.1    | 質問 | 「機構本部内の中継サーバ設置にかかる事前工事は受託事業者の責任で実施」と記載がありますが、設置場所やその状況などを公示前に確認することは可能でしょうか。                                                                                                                              | 中継サーバはマシン室に設置予定のため、セキュリティ確保の観点から、公告前に実際の設置予定場所を確認することはできません。<br>ただし、公示期間中に、設置予定場所の図面等を閲覧資料としてお示しします。<br>なお、本部NWラックについては、公示期間中に設置予定場所を確認することは可能となるため、その旨を該当箇所に追記します。                          |

| 項番 | 仕様書の該当箇所     |            | 区分 | 意見等内容                                                                                                                                                                                                                                                                  | 回答                                                                                                                                                                                          |
|----|--------------|------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 頁            | 章番号等       |    |                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                             |
| 12 | 要件定義書<br>P50 | 4.12.3 (1) | 質問 | (1)拠点展開作業<br>「設置日後の翌営業日においては、拠点及び関連事業者からの問合せに早急に対応することが要求されるため、連絡体制を整備すること」の記載について詳細を確認させてください。<br>①現地待機は不要との理解でいいでしょうか。<br>②自拠点待機とする場合、待機時間は午前中までとの認識でよいでしょうか。<br>③各製品の故障不具合は通常保守体制・作業フローでの対応としてよいでしょうか。<br>④機構職員(一般ユーザ)から障害連絡を受ける窓口は、運用管理事業者の役務という認識でよいでしょうか。        | ①翌営業日の現地待機は不要です。<br>②ご認識のとおりです。<br>設置翌営業日の午前中は、問い合わせが大量に発生する可能性が高いため、問い合わせに対応できる体制の構築をお願いします。<br>③通常の保守の作業フロー手順に則り、対応してください。<br>④ご認識のとおりです。ただし、重大な障害が発生した場合などは、機構本部の職員から直接連絡を受け対応する必要があります。 |
| 13 | 要件定義書<br>P51 | 4.12.3 (2) | 提案 | (2)留意事項<br>「② 作業は休日又は夜間における対応が必要となる可能性があること。」との記載がありますが、業務影響を考慮すると、平日作業は事実上不可能である認識です。「金曜日夜間から土曜日に作業を行い、日曜日は予備日とする。」という記載にすべきではないでしょうか？                                                                                                                                | ご意見を踏まえ、作業日の記載を見直します。<br>基本的に休日、夜間での対応となりますが、端末設置台数が数台程度の一部拠点や、拠点への業務影響がない場合は、事前に機構と協議のうえ、平日の作業を実施することもあります。                                                                                |
| 14 | 要件定義書<br>P55 | 4.14.2     | 質問 | (4)保守形態ごとの作業フロー①オンサイトに「⑦環境を復旧する」との記載がございますが、中継サーバ障害時にHWを復旧させること以外に、万一マスタイメージの投入が必要になった場合<br>①マスタイメージ投入作業は本調達の範囲内でしょうか。<br>②マスタイメージの保管は本調達の範囲外との認識でよいでしょうか。                                                                                                             | 保守対応の作業フローについては、本公示にて提示します。                                                                                                                                                                 |
| 15 | 要件定義書<br>P55 | 4.14.2     | 質問 | 先出しセンドバック保守の費用負担について確認です。<br>以下の費用は受託事業者が負担する認識で良いでしょうか。<br>①保守機を運用管理事業者の保守拠点に送付する際の送料<br>②故障した本番機を保守拠点から受託事業者に返送する際の送料                                                                                                                                                | ご認識のとおり、①②の送料はいずれも受託事業者の負担です。<br>受託事業者の負担になる旨を要件定義書に明記します。                                                                                                                                  |
| 16 | 要件定義書<br>P55 | 4.14.2     | 質問 | 保守拠点オンサイトについて確認です。<br>保守拠点オンサイトにおいてディスク破壊された場合、新規にディスクは保守の範囲で提供しますが、その破壊されたディスクは貴機構保守拠点から弊社修理拠点へ持ち帰る必要はないとの理解でよいでしょうか。                                                                                                                                                 | 保守対応の作業フローについては、本公示にて提示します。                                                                                                                                                                 |
| 17 | 要件定義書<br>P55 | 4.14.2     | 質問 | 「(6)保守実績の評価と改善 ②サービスレベル」の記載について、先出しセンドバック保守の場合の取り扱いを確認させてください。端末周辺機器をセンドバック保守とする場合は、駆けつけ時間のSLA対象外という認識でよいでしょうか。                                                                                                                                                        | 保守対応の作業フローについては、本公示にて提示します。                                                                                                                                                                 |
| 18 | 要件定義書<br>P55 | 4.14.2     | 質問 | 項番5に「端末周辺機器(プリンタ、OCR)はオンサイト」と記載されていますが、モバイルプリンタの保守形態は先出しセンドバック保守という認識でよいでしょうか。                                                                                                                                                                                         | モバイルプリンタとその他のプリンタで要件が異なることが明記されていませんでしたので、モバイルプリンタの保守形態については本公示にて提示します。                                                                                                                     |
| 19 | 要件定義書<br>P64 | 4.15.3     | 質問 | (1)リース期間及び保守業務期間の満了時<br>「拠点展開時に、ハードウェアに接続した電源設備通信ケーブル等を、次期運用管理事業者の指示に従い抜線し、撤去すること。」との記載がありますが、撤去する範囲をご教示ください。                                                                                                                                                          | 撤去対象範囲は本調達で受託事業者が納品したハードウェアです。                                                                                                                                                              |
| 20 | 要件定義書<br>P64 | 4.15.3     | 質問 | (1)リース期間及び保守業務期間の満了時<br>「切削加工を施したフリーアクセス板を新品に交換すること。」の記載がありますが、切削加工したフリーアクセス板と同等品の新品と交換する認識でよいでしょうか。同一型番のフリーアクセス板がすでに生産終了しており、入手できないケースを懸念しての確認です。                                                                                                                     | ご認識のとおり、同等品の新品と交換をお願いします。                                                                                                                                                                   |
| 21 | 要件定義書<br>P65 | 4.15.4     | 質問 | (2)「撤去／情報の抹消に係る作業完了報告書」の作成<br>「電磁的記録媒体については、内部の基盤や全てのチップが破壊されていることを確認できること」の記載があるが、準拠した基準のデータ抹消ソフトウェアを使用したデータ消去の場合は、チップの破壊は必要ない認識であっているか。                                                                                                                              | データ抹消ソフトウェアを利用し、データを復元不可能な状態とすることが出来ていれば、チップ等の破壊は必要ありません。<br>ご指摘を踏まえ、上記の旨を該当箇所に追記します。                                                                                                       |
| 22 | 要件定義書<br>P65 | 4.15.4     | 質問 | SDGsの観点から、本調達のリース契約満了後、ハードウェアを転用することを検討しています。この場合のデータ消去手順について詳細を確認させてください。<br>リース契約満了に伴う撤去時には、これまで使用していた内部基盤やチップ(以下、旧チップ等)を破壊し、その証跡として旧チップ等のシリアルナンバーを提示する作業が発生すると認識しています。<br>一方で、転用を行うにあたっては新たな基盤やチップ(以下、新チップ等)をハードウェアに入れることとなりますが、この新チップ等のシリアルナンバーは提示不要という認識でよいでしょうか。 | ご認識のとおり、シリアルナンバーの提示は不要です。                                                                                                                                                                   |
| 23 | 要件定義書<br>P21 | 4.7.2(2)③  | 質問 | (iii)HUB項番6に「2つの異なるスイッチ間でリンクアグリゲーションを行う機能をサポートしていること。」との記載がありますが、stack構成利用想定を理解でよいでしょうか。                                                                                                                                                                               | HUBにはスタック構成はありません。                                                                                                                                                                          |

| 項番 | 仕様書の該当箇所     |            | 区分 | 意見等内容                                                                                                                                                                                                      | 回答                                                                                                                                                                                             |
|----|--------------|------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 頁            | 章番号等       |    |                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                |
| 24 | 要件定義書<br>P22 | 4.7.2(2)④  | 要望 | (vii)キーボードカバーの記載より、機能の割付けが必要となるキーボードカバーは3種類ありますが、それぞれの必要数量が要件定義書から読み取れません。必要数量の追記をお願いいたします。                                                                                                                | 数量は「表4.2.2 1 調達対象のハードウェア一覧」に明記いたします。<br>なお、OCR制御端末の独自機能キーをシールにて明示する要件としておりましたが、「キーボードカバーまたはシール等で明示すること」へ要件を見直します。                                                                              |
| 25 | 要件定義書<br>P27 | 4.7.2(2)④  | 質問 | (vii)キーボードカバー<br>「OCR制御端末については独自機能のキー割付けをユーザが判読できるようにシールを添付すること。」と記載がありますが、どのようなシールを想定した要件かご教示ください。キーボードカバーの上からシールを貼る認識で合っておりますでしょうか。                                                                      | キーボードカバーの上ではなく、キーボードに対し直接貼付するシールを想定してします。<br>なお、OCR制御端末の独自機能キーをシールにて明示する要件としておりましたが、「キーボードカバーまたはシール等で明示すること」要件を該当箇所に追記します。                                                                     |
| 26 | 要件定義書<br>P34 | 4.7.2(2)④  | 質問 | (ix)セキュリティワイヤー<br>「現在使用しているものを継続使用する、現行から端末数が増加することに伴って不足する数量を納品すること」との記載がありますが、必要数量は 表4.2.2.1 調達対象のハードウェア一覧に記載の数量「1,829」という認識で良いのでしょうか。                                                                   | ご認識のとおり、セキュリティワイヤの必要数量は、「表4.2.2 1 調達対象のハードウェア一覧」No.34に記載しています。                                                                                                                                 |
| 27 | 調達仕様書<br>P10 | 1.7(2)②    | 要望 | 【01_調達仕様書_機構ICT基盤(拠点端末設備等)】<br>マスタイメージ更新に伴い、キッティング済の評価機端末も更新が入る想定のため、「マスタイメージ、及び評価機(端末/サーバ)」と修正頂きたいです。<br><br>【16_調達仕様書_別紙6_全体スケジュール】<br>上記の修正に伴い、スケジュールの修正もお願いいたします。                                      | ご指摘を踏まえ、1.7作業スケジュールに記載がある「マスタイメージの更新」箇所の記載を修正します。                                                                                                                                              |
| 28 | 調達仕様書<br>P6  | 1.6.2(2)   | 質問 | 「延長後の全ての契約期間において、月額のリース料(ハードウェア借料及びソフトウェア借料)を、本調達のリース料の 1/12 以下とすること。」とありますが、サブスクリプション型のソフトウェアについては、リース対象外の認識でよろしいでしょうか。                                                                                   | ご認識のとおり、リース対象外です。サブスクリプションの場合、「サービス利用料」の経費区分が該当します。                                                                                                                                            |
| 29 | 調達仕様書<br>P16 | 表4.2.1.1   | 質問 | 項番9「品質評価報告書」内の「②環境構築終了まで」との記載がありますが、本番機のキッティングが全て完了した時点での納品の認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                  | ご認識のとおり、環境構築完了時の「品質評価報告書」は、全ての本番機のキッティング完了で納品してください。<br>なお、調達仕様書「表 4.1.1.1役務概要」に誤りがありましたので、該当箇所の記載を見直します。                                                                                      |
| 30 | 要件定義書<br>P7  | 表 4.2.2.2  | 要望 | 調達対象のソフトウェアに項番1「Windows11 Enterprise」が含まれていますが、更改端末については機構様のボリュームライセンスを利用される認識です。<br>「Windows11 Enterprise」にアップグレード可能なOSを指定願います。                                                                           | ご認識のとおり、アップグレードライセンスは機構側で用意するため、「Windows11 Enterprise」へアップグレードできる「Windows11 Pro」をご用意してください。<br>機構が用意するアップグレードライセンスを利用することがわかるように「表4.2.2 2 調達対象の市販ソフトウェア一覧」及び「表 4.7.3 1 端末ソフトウェア要求仕様」の記載を修正します。 |
| 31 | 要件定義書<br>P10 | 4.4.2 (1)  | 質問 | 「他事業者が設計、環境構築、設定変更、運用及び保守を行うことが可能であること。」とありますが、条件がございましたら明確にいただけますようお願いいたします。                                                                                                                              | 要件明確化のうえ、本公示にて提示します。                                                                                                                                                                           |
| 32 | 要件定義書<br>P11 | 4.6.2      | 質問 | 「ローカル管理者権限は各端末で個別のパスワードを設定し保護すること。」とありますが、OSパスワードの場合、共通基盤開発業者にて実現する内容と考えますので記載内容の見直しをお願いします。<br>また、BIOSパスワードの場合、各端末とは端末機種ごとに個別のパスワードを設定するという意図でしょうか。もしくは、端末一台一台に個別のパスワードを設定するという意図でしょうか。記載内容の明確化をお願いいたします。 | ローカル管理者権限のパスワードは、共通基盤開発業者が管理します。上記の旨を該当箇所に追記します。<br>BIOSパスワードについては、本公示にて提示します。                                                                                                                 |
| 33 | 要件定義書<br>P11 | 4.6.3(1)   | 要望 | 「納品するハードウェア及び市販ソフトウェアのうち、既知の脆弱性が存在するものは令和8年1月5日の本番稼働日までに対処を完了させること。」とありますが、いつまでに公表された脆弱性について対応が必要でしょうか。対処の検討・検証期間を考慮し、「令和7年6月末までに公表された」等期日の明示をお願いいたします。                                                    | 令和8年1月5日までに公表された脆弱性対応を期日とします。<br>期日までの対応が難しい場合は、関連事業者、機構と協議し対応することを想定しています。<br>該当箇所の記載を見直します。                                                                                                  |
| 34 | 要件定義書<br>P13 | 4.6.4 (1)  | 質問 | 「(ii)環境構築の工程で扱う要保護情報への不正アクセス、滅失、き損等に対処するために、本番環境とは別に稼働維持環境を整備すること。なお、要保護情報は、参考資料2「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」を参照のこと。」とありますが、本受託者が準備する稼働維持環境とはどのような環境を想定しているかご教示いただけますでしょうか。                                | 本調達において稼働維持環境の整備とは、先行評価機及び評価機の納品に該当します。該当箇所の記載を見直します。                                                                                                                                          |
| 35 | 要件定義書<br>P17 | 表4.7.2.2   | 質問 | 項番20「BIOSパスワード」について、「管理者パスワードが設定可能なこと」とありますが、これはBIOSの起動パスワードとは別の認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                              | 「BIOSセットアップ時に入力を求められるパスワード」になります。本項目に記載すべき要件が曖昧だったため、要件明確化のうえ、本公示にて提示します。                                                                                                                      |
| 36 | 要件定義書<br>P25 | 表 4.7.2.10 | 要望 | 項番16「印字速度」の「連続プリント」において、「35 枚/分(A4/片面)以下であること。」とありますが、「35 枚/分(A4/片面)以上であること。」の誤記だと思われまますので修正をお願いいたします。                                                                                                     | ご指摘のとおりです。記載を修正します。                                                                                                                                                                            |
| 37 | 要件定義書<br>P25 | 表 4.7.2.10 | 質問 | 項番19「消耗品」について、「消耗品は、汎用品でありかつ契約期間中の市場供給が滞らないものであること。」とありますが、汎用とは何を指しますでしょうか。非純正品(メーカー製造以外)でも消耗品を利用可能という内容となりますでしょうか。                                                                                        | ご指摘を踏まえ、「消耗品は、純正品でありかつ契約期間中の市場供給が滞らないものであること。」に記載を見直します。                                                                                                                                       |
| 38 | 要件定義書<br>P25 | 表 4.7.2.10 | 質問 | 項番20「その他」にて、「プリンタの状態取得についてユーザ権限で起動したドライバから取得可能であること。」とありますが、プリンタの状態取得とは具体的にどのような機能を指していますでしょうか。                                                                                                            | ご指摘箇所の要件は不要です。該当箇所の記載を見直します。                                                                                                                                                                   |
| 39 | 要件定義書<br>P25 | 表 4.7.2.11 | 質問 | 項番3「外形寸法(幅×奥行×高さ)」について、この寸法は収納時の寸法になりますでしょうか。<br>「使用時」「収納時」それぞれの状態で外形寸法の指定がありましたら記載をお願いいたします。                                                                                                              | 情報業務用プリンタの外形寸法については、本公示にて提示します。                                                                                                                                                                |

| 項番 | 仕様書の該当箇所     |            | 区分 | 意見等内容                                                                                                                                                                                            | 回答                                                                                               |
|----|--------------|------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 頁            | 章番号等       |    |                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                  |
| 40 | 要件定義書<br>P25 | 表 4.7.2.11 | 提案 | 項番8「外部接続」において、「端末と接続し、印刷を可能とするためのUSB(Type-A)ポートを有すること。」とありますが、USB(Type-B)」の誤記でしょうか。プリンタ側の接続端子はUSB(Type-B)が一般的と認識しています。                                                                           | ご指摘のとおりです。プリンタ側接続端子の要件はUSB(Type-B)です。<br>認識齟齬が無いよう、プリンタ側接続端子の要件及び端末側接続端子の要件を要件定義書に明記します。         |
| 41 | 要件定義書<br>P25 | 表 4.7.2.11 | 質問 | 項番20「その他」にて、「プリンタの状態取得についてユーザ権限で起動したドライバから取得可能であること。」とありますが、プリンタの状態取得とは具体的にどのような機能を指していますでしょうか。                                                                                                  | ご指摘箇所の要件は不要です。該当箇所の記載を見直します。                                                                     |
| 42 | 要件定義書<br>P26 | 表 4.7.2.12 | 質問 | 項番8「外部接続」について、「USB接続。」とありますが、無線LAN機能も有している場合、機能の無効化は必要になりますでしょうか。                                                                                                                                | 無線LAN機能を有している場合は、無効化が必要です。該当箇所の記載を見直します。                                                         |
| 43 | 要件定義書<br>P28 | 表 4.7.2.15 | 質問 | 項番5「入力インターフェース」について、「HDMI 及び DisplayPort、各々1 つ以上。」とありますが、ケーブルも付属する認識で宜しかったでしょうか。その場合、ケーブルの長さ等につきまして記載をお願いいたします。                                                                                  | 用意するケーブルはノート型シンクライアント端末とディスプレイを接続するためのケーブルです。長さは1m以上のケーブルを1本用意するように該当箇所の記載を見直します。                |
| 44 | 要件定義書<br>P34 | 4.7.3      | 質問 | HWについては先行評価機、評価機等段階的に納入するスケジュールが明記されておりますが、SWにおける段階的な納品スケジュールがありましたら明記をお願いいたします。                                                                                                                 | 先行評価機、評価機のタイミングで必要数の納品を想定しております。数量については、本公示にて提示します。                                              |
| 45 | 要件定義書<br>P36 | 図4.7.4.1   | 質問 | 図内にてフロアスイッチ/エリアスイッチが本調達の対象外となっておりますが、機構本部(高井戸)以外の本部拠点については、フロアスイッチ/エリアスイッチも調達対象となる認識でよろしいでしょうか。                                                                                                  | 機構本部にて使用する全てのフロアスイッチ/エリアスイッチは調達対象です。要件定義書「図4.7.4.1構成パターン①機構本部」の記載が誤っていたため、修正いたします。               |
| 46 | 要件定義書<br>P38 | 表 4.7.6.1  | 質問 | 中継サーバはサーバラック、エリアスイッチ／フロアスイッチはHUBボックスへ格納する旨の記載がございませんので記載をお願いいたします。                                                                                                                               | ご指摘を受けて、「中継サーバをサーバラックへ格納する役務」及び「エリアスイッチ／フロアスイッチをHUBボックスまたはサーバラックへ格納する役務」を追記します。                  |
| 47 | 要件定義書<br>P39 | 4.7.6 (3)  | 質問 | 個別設定につきましては、マスタイメージは同一でも端末個々にインストールされるソフトウェアやOS上の設定が異なる端末が存在するという認識ですが、個別設定のバリエーション数につきましてある程度明確にしてくださいませようお願いいたします。                                                                             | ご認識の通り、複数の設定の異なる端末が存在します。種類については、本公示にて提示します。                                                     |
| 48 | 要件定義書<br>P40 | 4.7.6 (4)  | 質問 | 機構本部(高井戸)においては電源工事(分電盤からの二次側配線)が必要となりますが、設置予定の中継サーバの台数及び設置フロアが分かれる場合は、設置予定のフロア別の台数をご教示いただけますでしょうか。                                                                                               | 設置場所については、現在調整中のため、本公示にて提示します。<br>設置数については、本番環境4台、稼働維持環境1台の計5台になります。                             |
| 49 | 要件定義書<br>P40 | 表 4.7.6.5  | 質問 | 端末周辺機器一覧に経過スキャナが記載されていない等がありますので、網羅的に周辺機器の記載をお願いいたします。                                                                                                                                           | ご指摘のとおり、記載が不足しておりました。周辺機器については、本公示にて提示します。                                                       |
| 50 | 要件定義書<br>P45 | 4.9.1      | 質問 | 各装置の個別設定手順の実施順序は各種関連業者より提供される認識で宜しかったでしょうか。                                                                                                                                                      | ご認識のとおり、関連事業者より提供されます。                                                                           |
| 51 | 要件定義書<br>P45 | 4.9.3      | 質問 | 「詳細設計で設計した設定値(BIOS 等)をハードウェアに設定する手順を作成すること。」「作成した手順に従い、先行評価機への設定対応を行うこと。」と記載がありますが、先行評価機納品時点では詳細設計は実施中の認識です。<br>①本記載は評価機が対象となる認識でよろしいでしょうか。<br>②先行評価機に対する設定作業の記載がございませんので、実施時期及び場所含め明記をお願いいたします。 | 先行評価機と評価機の設定時期と場所については、本公示にて提示します。                                                               |
| 52 | 要件定義書<br>P48 | 4.10       | 質問 | OCRにおいては業務帳票の読取試験が発生する認識ですが、それらの読取試験につきましては本受託者の役務対象外という認識で宜しいでしょうか。                                                                                                                             | ご認識のとおり、OCRにおいては業務帳票の読取試験は役務対象外です。                                                               |
| 53 | 要件定義書<br>P50 | 表 4.14.1.1 | 質問 | 項番16「キーボードカバー（デスクトップ型用）」項番17「キーボードカバー（ノート型シンクライアント(15.6インチ用)）」が保守対象に含まれておりますが、どのような保守形態を考えているかご教示願います。                                                                                           | キーボードカバーの保守フローについては、本公示にて提示します。                                                                  |
| 54 | 要件定義書<br>P56 | 4.14.2 (4) | 提案 | 「⑩ 受託事業者は、故障機器の修理後に代替機と交換をし、故障復旧完了の連絡をする。」とありますが、代替機と交換ではなく共通基盤システム等構築事業者へ引き渡すのでは無いでしょうか。                                                                                                        | ご認識のとおり、受託事業者は保守機との交換ではなく共通基盤システム等構築事業者への引き渡しが正しい手順です。<br>ご指摘を踏まえ、保守拠点オンサイトの対応フローとフロー図の記載を見直します。 |
| 55 | 要件定義書<br>P56 | 4.14.2 (4) | 提案 | 「⑪次期運用管理事業者は、故障復旧完了連絡を受領し、代替機は持ち帰り、保守機として保管する。」とありますが、保守拠点にて故障修理対応を実施しているため持ち帰るということは無いですと考えます。                                                                                                  | 保守対応の作業フローについては、本公示にて提示します。                                                                      |
| 56 | 要件定義書<br>P56 | 4.14.2 (4) | 提案 | 「⑨次期運用管理事業者は、代替機を受領し、システム最終確認を実施する。」とありますが、保守拠点でシステム最終確認は実施できないため、復旧確認等の記載に見直しをお願いいたします。                                                                                                         | 保守対応の作業フローについては、本公示にて提示します。                                                                      |
| 57 | 要件定義書<br>P57 | 表 4.14.2.3 | 提案 | ※3に「故障復旧には、保守機に適用するプログラム(業務、ソフトウェア)の復旧を含む。」とありますが、受託事業者は保守機を保有しない認識です。本作業を実施するのは次期運用管理事業者ではないでしょうか。                                                                                              | サービスレベルについては、本公示にて提示します。                                                                         |
| 58 | 要件定義書<br>P65 | 4.15.4     | 質問 | データ消去対象の機器はHDDやSSDを搭載機器に限定され、それ以外の機器(NW機器等)に対する対応は不要の認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                               | データ消去は、ネットワーク機器等への対応も必要です。<br>IPアドレス等、機構固有の情報について仕様書の要件に則り、データ消去してください。                          |
| 59 | 関連事業者との役割分担表 | 項番53       | 質問 | シンクライアント端末につきましてもマスタ更新が3回発生する前提で宜しかったでしょうか。                                                                                                                                                      | シンクライアント端末においては、手動セットアップになる想定のため、マスタ作成は行いません。ただし、設定変更が発生した場合は最大3回の再セットアップが発生する可能性があります。          |

| 項番 | 仕様書の該当箇所     |            | 区分 | 意見等内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----|--------------|------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 頁            | 章番号等       |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 60 | 関連事業者との役割分担表 | 項番90       | 質問 | 「評価機全台更新」については、「キッティング作業(2回目～4回目)」とは別に5回目のマスタ更新が発生する認識で宜しかったでしょうか。スケジュールを確認すると総合テスト前に4回目のマスタ更新が行われるため5回目のマスタ更新は不要と考えます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ご認識のとおり、5回目のマスタ更新は発生しません。<br>評価機のマスタ作成時に1回、その後のマスタ更新で3回、計4回実施することが正しい要件です。<br>関連事業者との役割分担表の記載を見直します。                                                                                                                                                                                     |
| 61 | 要件定義書<br>P35 | 表4.7.3.1   | 質問 | 表4.7.3.1端末ソフトウェア要求<br>①項番4 Leadtools PDFにて、「※機構が所持する永続ライセンスを利用し、バージョンアップすること。」と記載がございます。<br>バージョンアップ対象や手順書は機構より連携されるのでしょうか。<br>②展開後のバージョンアップ対応は共通基盤システム等構築事業者にて実施する方針でよろしかったでしょうか。<br>③ライセンスは既存のライセンスを流用する方針と理解しましたが、ソフトウェア製造元が提供するライセンス保守は、受託事業者の調達範囲に含まれておりますでしょうか。<br>④LEADTOOLS PDFは「※3購入は不要だが、脆弱性情報は提供すること」の対象になりうると理解しておりますが、認識相違ございませんでしょうか。                                                                                                                    | ①②③については、本公示にて提示します。<br><br>④ご認識のとおりです。Leadtools PDFは有償ソフトのため、購入が必要です。                                                                                                                                                                                                                   |
| 62 | 要件定義書<br>P36 | 4.7.4      | 質問 | (2)ネットワークの要件<br>「拠点ネットワーク機器はIPv4での使用を想定しているが、今後IPv6によるサービスの提供を可能とすることが想定されるため、拠点ネットワーク機器は、IPv6に対応可能なものを納品すること。」との記載がございますが、機器選定のみに係る記述という認識で良いでしょうか。<br><br>拠点展開後に関しては、共通基盤システム等構築事業者にて設定変更を行うため、設定変更作業は、受託事業者の役務対象外という認識です。                                                                                                                                                                                                                                           | ご認識のとおり、機器選定のみに係る記述です。<br>拠点展開後にIPv6の利用を開始する場合は、受託事業者の役務範囲外です。上記の旨を該当箇所に追記します。                                                                                                                                                                                                           |
| 63 | 要件定義書<br>P52 | 4.13.3     | 質問 | 操作説明書の納品形態と納品先を確認させてください。<br>本部の機構職員様のみ納品とするのか、それとも各拠点に紙で納品する必要があるかどうかを確認させていただけますと幸いです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 操作説明書のファイルデータを、要件定義書「1.8 担当部署・連絡先」に記載の高井戸本部へ納品してください。各拠点への納品は不要です。                                                                                                                                                                                                                       |
| 64 | 要件定義書<br>P21 | 表4.7.2.7   | 質問 | 製品選定を正しく行う上でのご質問となります。<br><br>【質問①】<br>下記の機能については併用をすることを想定しておりますでしょうか。<br>一部のメーカーから併用不可の回答を受領しているため、機能を有していることか機能を併用して利用することを想定しているのかを確認するための質問です。<br>表4.7.2.7拠点基幹スイッチ要求仕様<br>項番7:冗長化機能<br>・「HSRP又はVRPPをサポートしていること。」<br>・「複数台のスイッチを論理的に1台にするスタック接続が可能であること」<br><br>【質問②】<br>スタック機能を併用する場合、一部認証機能のサポートしないメーカーがございますが、こちらについても併用を前提とした利用かどうかを確認させてください。<br><br>スタック機能と併用する場合、IEEE802.1X認証、MACアドレス認証、Web認証など認証機能は未サポートの機種もございます。<br><br>表4.7.2.7拠点基幹スイッチ要求仕様<br>項番9:認証機能 | ①併用は想定していません。各機能いずれかを有することが要件であるため、該当箇所の記載を見直します。<br><br>②「拠点基幹スイッチ」においてはIEEE802.1X認証を要求すべき要件ではなく、誤記であったため記載を削除します。                                                                                                                                                                      |
| 65 | 要件定義書<br>P65 | 4.15.4 (2) | 提案 | 「シリアルナンバーが確認できる破壊前後の写真や消去ログ等、情報が完全に削除されたことを確認できる証拠(添付にて可)」とは、1台ごとに写真または消去ログ等の証拠を提出すると読み取れますが、1台ごとの証拠を作成すると多額の費用が発生します。コストの観点から、1台ごとの証拠提出は不要とし台数分のデータ消去を実施した証明書を提出するとしてはいかがでしょうか。<br>一般的には、その様に行われています。                                                                                                                                                                                                                                                                 | 調達仕様書に記載のとおり、1台ごとに証拠をご提出ください。<br>なお、ご参考として、台数が多い場合の提出方法例を以下に示します。<br><br>【物理破壊】<br>以下を一式として提出。<br>・作業完了報告書1枚<br>・情報の抹消対象となるハードウェアの一覧表<br>・破壊前後の写真(※)<br>※シリアルナンバーが明確に確認できるのであれば、複数台分を1枚の写真に収めてもよい。<br>【論理破壊】<br>以下を一式として提出。<br>・作業完了報告書1枚<br>・情報の抹消対象となるハードウェアの一覧表<br>・論理破壊した証拠となるログの一覧表 |